平成２９年（フ）第１１３２号
堺市堺区東雲西町１丁４番20―516号
債務者　芳賀　　徹
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
熊本市北区清水新地５丁目９番１―112号
Ａ―１―112
債務者　坂田　貴裕
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
山形県鶴岡市友江町２―21　合資会社喜助グループホームなずな、住民票上の住所山形県鶴岡市大半田字北田６番地２
債務者　佐藤つや子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１７６号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海641番地の１
Ｌａ・Ｍｅｒ106号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2998番地
債務者　廣瀬　雄太
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４８３２号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目13番地の１（208）
債務者　瀬尾　春男
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６２号
大阪府豊中市服部西町１丁目３番３―104号
債務者　住永　俊子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２４４号
大阪市平野区長吉出戸１丁目５番５―108号
債務者　福田　　弘
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３６６号
大阪府池田市天神２丁目９番16号　プレアール天神23号
債務者　佃　　一浩
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３８８号
大阪府茨木市奈良町９番５号
債務者　清水　明子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８８号
大阪府東大阪市横沼町３丁目12番20号
債務者　時田はるみ
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６４６号
大阪府吹田市桃山台２丁目６番Ｂ23―308号
債務者　上田　尚子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７４６号
大阪府吹田市江の木町12番５―708号
債務者　岸　　俊秀
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５号
長崎県大村市木場１丁目1106番地１　木場アパート５号棟206号
債務者　中里恵美子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第９１９号
広島市安佐北区落合４丁目15番６―304号
債務者　奥田　栄治
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８号
徳島県小松島市小松島町字北開５番地の４
債務者　石田　惠美
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９２号
山梨県韮崎市若宮１丁目３番20号
債務者　森本壽美子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
山梨県甲府市大里町4137番地２―33号
債務者　中村　艶子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係